

財団法人 国民公園協会役員退職手当支給規程

(総則)

第1条 財団法人国民公園協会の有給の役員(以下「役員」という。)に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の支給対象)

第2条 退職手当は、役員が退職し又は解任されときは直接本人に、死亡したときはその遺族に支給する。ただし、役員が寄附行為第20条第2号に該当するものとして解任されたときは、退職手当を支給しない。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、役員が退職し、解任され、又は死亡した日におけるその者の年俸の額の12分の1相当額に調整係数を乗じて得た額を基礎額とし、当該基礎額の100分の18相当額に在職期間の月数を乗じて得た額とする。ただし、会長は、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

2 前項の調整係数は、別途定める。

(在職期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の月数の計算については、役員に任命された日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者は退職手当の支給については、引続き在職したものとみなす。

2 役員が任期満了の日以前又は任期満了の日の翌日において役職を異にする役員に任命されたときは、その者は退職手当の支給については、その任命の日の前日に退職したものとみなす。

(遺族の範囲及び順位)

第6条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者(婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

五 役員が遺言又は予告で前各号に規定する者のうち特定の者を指定した場合にあっては、前各号の規定にかかわらずその指定した者

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前各号の順位により、第2号及び第4号に掲

げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先順位、実父母を後順位とし、祖父母については、養父母の父母を先順位、実父母の父母を後順位とし、第3号に掲げる者については、役員と親族の近い者を先順位とする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上ある場合には、その人数により等分して支給する。

(端数計算)

第7条 退職手当の額を算出するにあたり、支給額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

附 則

- 1 この規程は、昭和57年8月1日(以下「施行日」という。)から適用する。
- 2 旧財団法人皇居外苑保存協会、旧財団法人京都御苑保存協会及び旧財団法人新宿御苑保存協会(以下「旧協会」という。)の役員であつて、引続き施行日に本協会の役員となつた者の退職金の額は、当該役員が所属していた旧協会の役員であつた期間については、当該旧協会の例により算出した額、及び本協会の職員であつた期間については、この規程により算出した額の合算額とする。

附 則

この規程は、平成60年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年8月1日から適用する。

附 則

- 1 . この規程は、役員の本俸を年俸制とする財団法人国民公園協会役員報酬規程の改正の日(平成17年4月1日)から適用する。
- 2 . 常務理事に係る改正後の第3条に規定する調整係数は、年俸制以前の本俸の月額を考慮し定めるものとする。

財団法人国民公園協会役員退職手当支給規程第3条第2項に規定する調整係数に関する件

標記については、有給の役員毎に、下記の算出方法により算出した数値とする。

記

平成17年3月分の本俸相当額 / 年俸の12分の1相当額